

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 01

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	01	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	38.3	39.7	37.5	40.9	41.7
B	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	70.8	78.2	78.0	77.7	77.8
C	委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	22,902	27,818	27,896	30,392	33,684
D										
E										

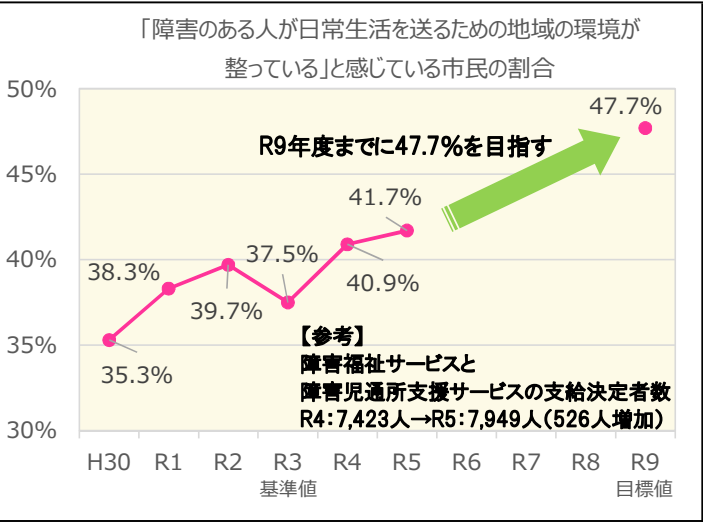
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)
【健康に暮らす(保健・医療)】 【目的】障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。 【成果】①医療的ケア児の支援については、本市の医療的ケア児等コーディネーターが人工呼吸器の装着など重度の児童から優先してアウトリーチを行うとともに、新たに7名の退院前後カンファレンスに参加するなどして必要な支援につないだ。また、地域支援体制の充実に向けては、尼崎市医師会主催の「小児在宅・移行期医療研修会」や兵庫県医師会開催の「小児在宅医療推進会議」など様々な会議体に当該コーディネーターが積極的に参画し、本市の取組や現状の課題等を報告・共有したことにより、地域の小児科医や訪問看護事業所等とのつながりを強めることができた。 【課題】①本市が把握する医療的ケア児は110名(うち、人工呼吸器装着児は31名)と増加傾向にあり、当該児童の支援にあたる本市コーディネーターの負担も大きくなっているため、より効果的な支援策を検討する必要がある。 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 【目的】地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。 【成果】②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和4年度末の7,423人から令和5年度末は7,949人に増加(+526人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A) ③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、引き続き基幹相談支援センターにおいて作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析とその結果を考慮した相談支援事業所への作成依頼、必要な調整・助言等を行った。また、特に新規利用が多い「障害児(通所サービス利用)」についても、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は418人増加(5,767人→6,185人)し、作成率は77.8%(6,185人/7,949人)となった。(目標指標B) ④サービスの支給決定者数は近年大幅な増加傾向にあり、その対応策の一環としてセルフプランの導入検討を進めた。検討にあたっては、これまでの取組との整合性や国の計画相談に対する考え方を考慮する中、本市では既に支給決定者全員に対して、障害支援区分の認定調査員が訪問時に本人の心身状態や生活状況等を丁寧に聞き取るほか、支給決定にあたり相談支援専門員が代替的な支援計画を立てているため、これらの情報をベースとしつつ、セルフプランとして不足する事項(支援目標や本人同意など)を補う形で進めていくよう整理した。 ⑤委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和5年度33,684回)は依然高い水準で推移している。これら相談への適切な支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を12回開催し、支援状況の共有や事例検討を行うほか、愛着障害や多職種連携などテーマ別の研修会(4回)も実施するなどして支援力の向上につなげた。(目標指標C) ⑥障害分野における支援困難ケースへの対応に向けては、あま相で本市における当該ケースの定義付けとリスト化を進めるほか、委託相談支援事業所としての役割や今後の対応等についても整理してきた。その中で、今後当該ケースの対応にあたり、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターを含む行政機関等との支援連携と進捗管理などを円滑に進めていけるよう、新たに「個別事例検討会」の設置とその具体的な協議事項、介入ケースの選定方法等についても協議を行い、全体のスキームを一定まとめることができた。 ⑦指定相談支援事業所のネットワーク会議を計11回(全体会3回、テーマ別開催6回、計画書き方教室2回)開催し、計画作成状況や令和6年度報酬改定の内容等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に精神障害者への相談支援や障害児本人との関わり方、ケアマネジャーとの連携等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。 ⑧尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設のうち、あいあい分場については、運営法人との協議を踏まえて利用者家族への説明会を12月に実施し、現状報告と意見交換を行った。 ⑨日常生活用具については、新たに追加した品目について、令和5～7年度の3か年の想定件数(27件)のうち約4割(12件)の給付を行った。 ⑩物価高騰対策として、昨年度に引き続き、市内のすべてのサービス事業所に対し、事業運営を支援するための給付金を2回交付(1回目:300法人・565事業所、2回目:308法人・581事業所)することで、利用者への安定的なサービス提供に寄与した。 ⑪障害福祉計画(第7期:令和6～8年度)の検討にあたっては、障害者手帳所持者等へのアンケート調査や障害児通所支援を利用する児童の保護者向けの個別調査を実施してその状況把握を行うとともに、社会保障審議会や自立支援協議会など関係会議を計16回開催することで、当事者やその家族等からの幅広いお声を伺いながら策定することができた。また、障害者計画等の進捗管理と評価手法の見直しにも並行して取り組んでおり、関係部局の計画関連事業の再精査(把握)や関係会議の参画委員からの外部評価をまとめるなどして、改訂版「評価・管理シート」の本格運用を開始することができた。 【課題】②③④利用計画の作成数は着実に増えているものの、急増しているサービスの新規申請者への対応や全体の作成率向上のため、セルフプランの早期導入を余儀なくされている。 ⑤⑥支援困難ケースのうち、今回把握を進めた「要介入ケース」については、できる限り早期に相談支援へとつないでいかなければならない。 ⑧対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望移転策を整理していかなければならない。 ⑨法制度の改正により、個別事例を通じた地域課題の共有や関係機関による情報提供など、今後(自立支援)協議会が担うべき役割や機能が一層高められるため、その対応に向けて本市協議会の在り方も見直していかなければならない。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名
1
2
3
4
5
令和5年度 主要事業名
1 日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付事業)
2
3
4
5
令和4年度 主要事業名
1
2
3
4
5

4 参考グラフ



6 評価結果

令和6年度の取組	評価と取組方針
【健康に暮らす(保健・医療)】 ①現在、兵庫県が実施する「医療的ケア児支援コーディネーター養成研修」の修了者が市内に35名程度おり、各ケース対応において個別に連携を図っている。今後、より精度の高いリスト管理や効果的なアウトリーチなど、医療的ケア児に係る地域支援体制の充実と効果的な支援に向けて、これら地域のコーディネーターとの更なる連携強化が必要となるため、ネットワークの構築について検討を進めていく。 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 ②③④⑦利用計画の作成促進に向けては、現行の取組を継続しつつ、市に配置する相談支援専門員によるセルフプランの導入(作成)を進めていく。導入にあたっては、安易にセルフプランに誘導するなど計画相談の本来の目的等が損なわれることのないよう、指定相談支援事業者に対して丁寧に説明するとともに、本市担当課の人員体制や支援状況等も十分考慮しながら、慎重かつ段階的に実施していく。 ⑤⑥支援困難ケースへの対応にあたっては、「個別事例検討会」を試行的に開催しながら、介入事例の評価・検証に取り組んでいくとともに、引き続きあま相において相談支援体制の充実等に向けた協議を進めていく。 ⑧対象2施設の機能移転に向けては、希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況や事情を勘案しつつ、他の機能移転施設における対応や令和8年度以降の貸付料の見直しの方向性を含めて、一定の整合性と公平性を担保した具体的な機能移転策の検討を進めていく。 ⑨改訂版「評価・管理シート」を運用しながら、引き続き計画に掲げる各種施策の推進に取り組む。また、自立支援協議会の見直しに向けては、法制度の趣旨を踏まえつつ、あま相で進めている支援困難ケースの取組や各サービス事業所のネットワーク会議での取組等も考慮しながら、これら会議体により緊密な連携・共有を図っていけるよう、体制の再編について検討していく。	・サービス等利用計画について、対象事業者との調整を密に図ることで作成数は着実に増加している一方、支給決定者数は大幅な増加傾向にあることから作成率は伸び悩んでおり、目標達成に向けた対応策の一環として、セルフプランの導入を進めていく。 ・セルフプランの導入にあたっては、計画作成における本来の目的を十分に意識し、対象事業者へ丁寧に説明を行うなど、適切なサービス利用につながるよう進める必要がある。 ・医療的ケアが必要な重度障害がある人のご家族が、自宅でケアを行う際のレスパイトケア(休息)について、他市事例等も参考に研究していく。
主要事業の提案につながる項目	

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名: 障害者支援
施策番号: 06 - 02

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	453	497	552	622	671
B	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	269	262	190	199	492
C	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	31	27	24	20	26
D	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	16	15	17	26	26
E	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	28,742	13,921	12,644	18,407	22,191

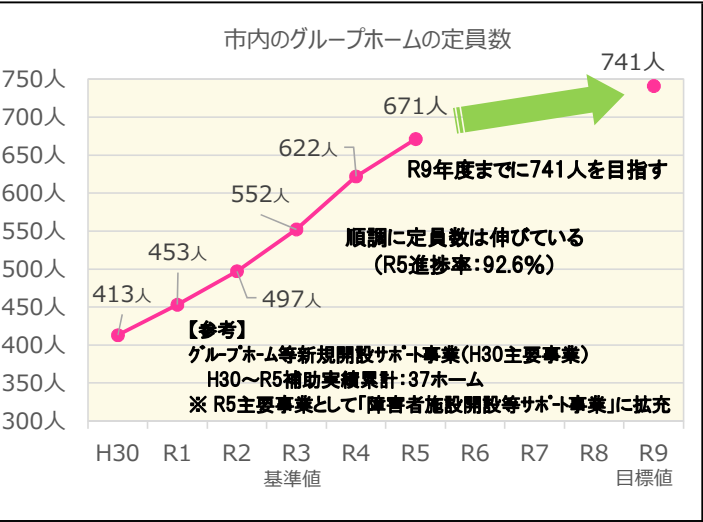
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)
【育つ・学ぶ(療育・教育)】 【目的】障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。 【成果】①本市の児童発達支援センター運営法人と阪神南圏域の発達障害者支援センター運営法人の2か所に障害児等療育支援事業の実施体制を集約したこと等により、発達障害の人等の相談者数は492人になっている。また、当該事業で実施する「施設支援講座(ウェブ開催)」の内容を充実させるなどして、地域の支援施設の技術向上や人材育成につなげた。(目標指標B) ②新たに「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」を設置・開催(2回)し、「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」の取組等を周知するほか、事業所研修をテーマとしたグループディスカッションを行うなど支援連携の強化に取り組んだ。また、かねてよりニーズが高かった事業所情報の公表にあたっては、指定事業者の同意の下、各事業所の療育内容や特色等を盛り込んだ一覧表を作成して市ホームページに掲載した。 ③法改正による児童発達支援センターの機能強化に対応し、より地域ニーズに即した施設とするため、市立センターの指定管理者やいくしあ等と協議検討を重ね、「たじかの園」の機能拡充策をまとめた。これまでの支援機能は維持しつつ、近年ニーズが高まっている発達障害児や医療的ケア児への支援、地域の児童福祉施設等への助言・援助機能の充実を図るため、園診療所の機能強化に向けた準備を進めた。 ④障害児通所支援事業所の送迎車への安全装置の設置に向けては、市ホームページ等での周知のほか、ネットワーク会議でも義務化に係る制度説明を行い、対象事業所(96事業所)への設置経費の助成を進めたことで、義務化への早期対応と児童の安全対策に寄与した。 【課題】①②ネットワーク会議の参加事業所数は全体の半数程度で、事業所一覧表の掲載事業所数も全体の7割程度に留まっている。 ③一時移転先での継続運営と年度末の再移転の準備に平行して取り組むことに加え、拡充した園機能をより効果的に発揮する必要がある。 【働く(雇用・就労)】 【目的】一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工資向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。 【成果】⑤委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、26人が一般就労につながった。(目標指標C) ⑥障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計26回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(8社・12件)から10施設への契約に結び付けた。(目標指標D) ⑦「就労支援ネットワーク会議」については、就労移行支援事業所を中心に2回開催し、主に日常の支援における悩み事をテーマにグループディスカッションを行うなど支援力向上に取り組んだ。また、福祉的就労(就労継続支援)事業所の参画など、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。 ⑧尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを15人任用するとともに、スタッフを各所属へ分散的に配置(事務従事)し、様々な環境下で経験や実績を積みスキルアップを図るなど、働く機会の拡充に取り組んだ。また、令和6年度向けに障害のある方を対象とした会計年度任用職員(非常勤事務補助員)の枠を新たに設けることで、市役所における障害者雇用の取組を進めた。 ⑨県補助金が廃止となる小規模作業所(2か所)への対応については、全ての作業所が「地域活動支援センター」への移行を固めたことを確認できたため、令和6年度中の移行に向けたスケジュールや必要な対応等の共有を行った。 【課題】⑧市役所における障害者雇用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、法定雇用率も念頭に置いて取り組む必要がある。 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 【目的】地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。 【成果】⑩市内グループホームの定員数については、障害者施設開設等サポート事業で5ホーム(定員21人)に「開設経費」の一部を助成するなどして、令和4年度末の622人から令和5年度末では671人と着実に増加(+49人)している。(目標指標A) ⑪新たに創設したバリアフリー改修等補助制度の実施にあたっては、申請希望のあった事業者への聞き取り等も行い、強度行動障害の人の保護や動線確保のための改修ニーズにも対応してほしいとの意見が出されたため、補助対象を整理して助成へとつなげた。 【課題】⑩⑪グループホームの重度(障害支援区分4～6)利用者数は微増となっているが、利用者の割合としては4割程度(令和6年3月末時点で41.4%)に留まっており、新設したバリアフリー改修等補助制度も未だ十分に活用されていない状況にある。 【地域でつながる(生涯学習活動)】 【目的】地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。 【成果】⑫機能移転した身体障害者福祉会館については、市域の中央部に位置したことなど利便性が向上し、新規の団体利用も増え、令和5年度の利用者数は7,126人で、前年度と比較して約1.3倍に増加している(参考R4:5,344人)。(目標指標E) ⑬自発的活動支援事業については、障害者団体への呼びかけに加えて「地域振興センター担当者会」に参加し周知するほか、募集期間を2回設けたことなどにより、新規の6団体を含む全9団体(参考R4:3団体)の地域活動を支援することができた。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	
令和5年度 主要事業名	
1	重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業)
2	障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業)
3	障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業)
令和4年度 主要事業名	
1	障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補助金の見直し(障害者小規模作業所運営費等補助金)
2	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化(身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業)

4 参考グラフ



6 評価結果

令和6年度の取組	評価と取組方針
【育つ・学ぶ(療育・教育)】 ①②適切な発達支援の提供等に資するため、指定事業所ネットワーク会議を定期的に開催し、ニーズを踏まえた研修や情報提供、事業所一覧表の更新等に取り組むほか、未参加事業所に対しても開催内容を周知するための会議通信を発送するなど積極的な呼びかけを行う。また、会議の場で療育支援事業(施設支援講座など)の一層の周知を図るなど、地域の療育支援体制の充実に取り組む。 ③教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了にあわせて、園診療所の改修工事を進めるなど、できる限り利用者への影響が出ないよう配慮しながら「たじかの園」を当該センターへ再移転させる。 【働く(雇用・就労)】 ⑤⑥⑦障害者の就労支援にあたっては、令和7年10月から実施されるサービス(就労選択支援)への対応等について、委託就労支援機関の役割や機能の再整理を含めて検討する。また、「就労支援ネットワーク会議」の運営については、委託就労支援機関と圏域の就業・生活支援センターと連携し、引き続き就労移行支援事業所を対象とした会議を開催するとともに、福祉的就労(就労継続支援)事業所の会議への参加に向けてニーズ調査の実施等を含めて検討していく。 ⑧引き続き、「ハートフルオフィスup×3」で任用するスタッフの働く機会の拡充に向け、担当課での集中的な配置に加え、各課での分散的な配置を拡大するとともに、各所属においても、障害者枠の会計年度任用職員の任用に取り組むなど、障害者雇用の促進を図る。あわせて、職場定着に向けた支援として、ジョブコーチ等職員が働きやすい職場づくりに向けた支援を行っていく。 ⑨令和6年度をもって県補助金が完全に廃止となるため、法内施設への円滑な移行に向け、引き続き事業者等との協議・調整を進めていく。 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】 ⑩⑪グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、引き続き指定事業所ネットワーク会議等でバリアフリー改修等補助制度を含む「障害者施設開設等サポート事業」等の周知を図るとともに、事業者向けのアンケート調査を実施して利用(運営)状況や支援ニーズ等を把握しながら、次期の整備方針について検討していく。 【地域でつながる(生涯学習活動)】 ⑬自発的活動支援事業の申請団体の増加に向けては、引き続き、生涯学習プラザや身体障害者福祉センター等で実施されている活動・講座等から本事業の活用につなげていくとともに、より活用しやすい制度となるよう、これまでの活動事例を紹介するなど一層の周知に取り組んでいく。	・たじかの園について、令和6年度から診療体制の強化や専門職の増員などの体制拡充を行い、診療ニーズが増加している発達障害児への支援体制の充実を図ることができた。 ・拡充後の園機能を効果的に発揮できるよう、いくしあ等の関係機関とより一層連携するとともに、保育所等訪問により効果的な支援につなげていくなど、地域の児童発達支援センターとしての中核的役割を果たしていく。
主要事業の提案につながる項目	
【育つ・学ぶ(療育・教育)】 ③拡充後の園機能をより効果的に発揮していけるよう、「いくしあ」の発達相談支援や地域保健課の乳幼児健診の取組等との連携を更に深め、発達課題を抱える児童へのアウトリーチや施設支援の効果的な実施など療育支援体制の充実策について検討していく。	

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名: 障害者支援
施策番号: 06 - 03

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
担当当局		福祉局			

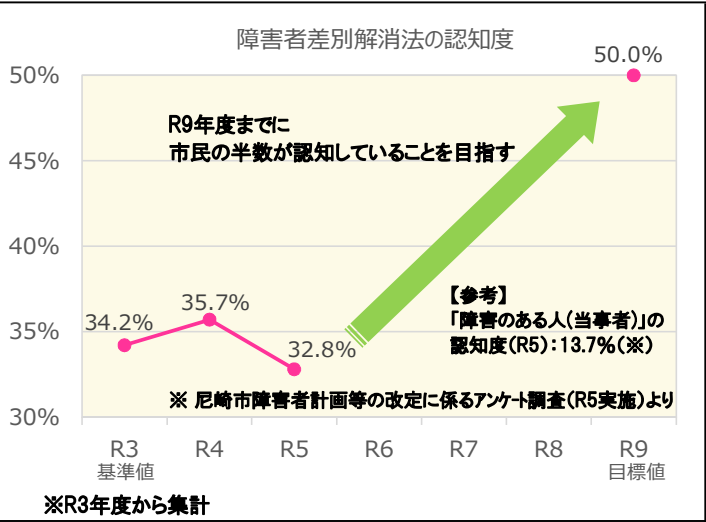
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	—	34.2	35.7	32.8
B	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	56	46	45	60	64
C	合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	51.0	37.9	36.0	10.5	8.0
D										
E										

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	意思疎通支援事業の拡充
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	情報コミュニケーション支援に係る施設機能の強化 (身体障害者福祉会館移転事業、身体障害者福祉会館 指定管理者管理運営事業)
2	
3	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 (成果)①避難所運営シミュレーションを地域の障害のある人や支援者等に体験してもらう自立支援協議会「あまのくらし部会フォーラム」を企画開催することで、地域の災害意識の向上と障害に対する理解・啓発につなげた。 ②「1.17は忘れない」地域防災訓練で、身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の施設職員へのサポートを行いながら、福祉避難所の開設と受入情報の伝達訓練を実施したほか、自然災害が頻発している状況を踏まえて、身体障害者デイサービスセンターにおいても、個別に福祉避難所開設訓練を実施するなど、避難支援への意識向上に取り組んだ。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 (成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和5年度:通報・相談件数71件。うち、虐待認定7件)。また、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活・障害児)で「虐待防止委員会」の設置義務化についての合同研修会を開催したほか、生活介護、グループホーム・短期入所のネットワーク会議では、虐待事案への対応や課題、身体拘束等の適正化について共有を図った。 ④令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されるため、その内容や対応等を掲載したパンフレットを各窓口にて配架したほか、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、民間事業者への啓発等について協議を進めた。また、ユース交流センターの学生達が作成した啓発用動画を市公式YouTubeに投稿し啓発を図った。(目標指標A) (課題)③虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所の適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。 ④障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあり、民間事業者への周知も未だ十分とはいえない。 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。 (成果)⑤意思疎通支援者に係る各養成講座の受講者(修了者)数の確保に努め、令和5年度の修了者数は全体で64人、新規の派遣登録者は8人であった。また、令和5年11月からは、委託団体(尼崎市聴力障害者福祉協会)や手話言語条例施策推進協議会での協議も踏まえながら、当該修了者の派遣登録を促すための新たな取組(手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度)を開始して、9人を準支援員として登録し、利用実績は4件(6人派遣)であった。(目標指標B) ⑥市の窓口等に設置する手話通訳者の定数確保ができていないことや、人事課配置の手話通訳者は一人体制で負担が大きいこと、公費派遣事業では支援者の確保が難しいことなどの課題を、人事課及び当事者団体と共有した。 ⑦手話の普及等に向けては、市民等向け啓発講座全体(4講座11回)の参加者数が89人(参考R4:77人)と前年度より増加し、また、手話言語の国際デー・国際ろう者週間にあわせて、尼崎城等のブルーライトアップや、当事者団体等の協力のもと啓発用ポケットティッシュの配布を行うなど、手話やろう者等への理解・啓発につなげた。 ⑧手話言語条例施策推進協議会では、国が作成した難聴児やその家族等への支援を行う際に活用できる情報提供資料『お子さんのきこえのハンドブック』の活用方法等について検討を進めた。 ⑨視覚障害のある人が周囲の情報入手するためなどに使用する「白杖」の歩行訓練については、兼ねてから視覚障害の団体等から市内での実施について要望があったことから、支援ニーズの把握を行うため、身体障害者福祉センターの生活訓練事業のメニューの中で、試験的に白杖の体験会・相談会を2回開催した(延べ12人参加)。 ⑩職員への理解・啓発に向けては、新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続して実施しているほか、「職員ハンドブック」を作成・周知したこと等により、合理的配慮を知らない職員の割合は大きく改善している。 ⑪職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、障害者活躍推進研修、メンタルヘルス及び合理的配慮研修の受講対象者を一般職、会計年度任用職員まで拡大して実施したほか、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組内容の紹介を行った。(目標指標C) ⑫職員の福祉現場への理解を深めるため、新採職員等を対象とした「福祉事業所短期インターン研修」を実施し、支援を求める・行方側の関係性の中でのコミュニケーションや配慮の在り方等について学んだ。また、各所属で共有を図り、日々の対人支援等に反映させる機会とした。 (課題)⑤～⑧令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数も十分ではなく、また、市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等についても整理する必要がある。 ⑩⑪合理的配慮を知らない職員の割合について、職員全体としては低下(改善)してきているが、障害のある職員の満足度(36.1%)は十分とはいえないことから、障害への理解と差別解消の意識醸成を図る必要がある。

令和6年度の取組
【安全に暮らす(安全・安心)】 ②センターと会館においては、利用者の安全かつ円滑な避難行動につなげるため、災害時の避難経路の一つとして、「非常用階段避難車」を導入し、施設職員等向けに当該機器を用いた避難訓練を実施する。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 ③虐待防止制度の一層の周知に向けては、引き続き、各指定事業所のネットワーク会議における研修の実施など、より効果的な周知方法を検討していく。 ④障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、協議会の開催頻度を高め、尼崎市商工会議所等を通じた民間事業者への効果的な啓発方法について協議を進めるほか、引き続き、学校や地域へのより効果的な啓発策についても検討していく。 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 ⑤手話通訳者養成講座修了者に対し、準支援員派遣制度により、引き続き、実践の場を提供することで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう委託団体によるサポートを行っていくとともに、利用登録者に当該制度を利用してもらうよう、周知方法等について委託団体や手話言語条例施策推進協議会と協議していく。 ⑤～⑧今後、障害福祉課及び人事課の手話通訳者が、従来の市民及び職員への対応に加え、相互に応援体制を取り、市政情報の発信を行うなど、より効率的・効果的な支援体制とすることを検討する。 ⑧『お子さんのきこえのハンドブック』については、手話言語条例施策推進協議会での意見を踏まえて掲載する施設・機関をまとめていくとともに、保健部局とも情報共有しながら市内の医療機関等に配布していく。 ⑩新任課長や新採職員を対象とした必須研修を継続実施していくことで、職員の障害者差別解消法の認知度を高めていく。 ⑪障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくため(合理的配慮)の研修等を実施するとともに、障害のある会計年度任用職員を各課に分散配置するなど、障害や障害者への理解を深めるための取組を引き続き行う。 ⑫「福祉事業所短期インターン研修」については、研修を通じて、対人支援等において新たな気づきが得られるよう、引き続き実施していく。
主要事業の提案につながる項目
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 ⑨体験会・相談会の参加者からは、歩行訓練士を直接、自宅へ派遣する形での訓練の実施を求められているが、歩行訓練士の確保が難しい状況にあるため、兵庫県下で既に実施している自治体の実施状況等を踏まえながら、本市での事業化を検討していく。

6 評価結果

評価と取組方針
・市民意識調査における障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあることや、行政機関のみ義務化されていた「合理的配慮の提供」について、令和6年4月から民間事業者にも義務化されていることを踏まえ、より一層効果的な周知啓発を進める。 ・あわせて、障害のある人が地域で共生できるような社会の実現に向け、障害のある人とない人の相互理解がより深まるよう、各種取組を進める。